

平成 27 年度決算に基づく
下関市健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書

下 関 市 監 査 委 員

下 監 第 5 6 9 号
平成 2 8 年 8 月 2 9 日

下 関 市 長 中 尾 友 昭 様

下 関 市 監 査 委 員	河 原 明 彦
同	川 原 徳 也
同	木 本 暢 一
同	浦 岡 昌 博

平成 2 7 年 度 決 算 に 基 づ く 下 関 市 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 に 係 る 審 査 意 見 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 7 年 度 決 算 に 基 づ く 下 関 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 並 び に そ の 算 定 基 礎 事 項 を 記 載 し た 書 類 を 審 査 し た の で、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

下関市財政健全化審査意見

1. 審査の概要	1
(1) 審査の対象	1
(2) 審査の期間	1
(3) 審査の方法	1
2. 審査の結果	1
(1) 総合意見	1
(2) 個別意見	2
①実質赤字比率	2
②連結実質赤字比率	3
③実質公債費比率	5
④将来負担比率	6
(3) 是正改善を要する事項	6

下関市経営健全化審査意見

1. 審査の概要	7
(1) 審査の対象	7
(2) 審査の期間	7
(3) 審査の方法	7
2. 審査の結果	8
(1) 総合意見	8
(2) 個別意見	9
①臨海土地造成事業特別会計	9
②渡船特別会計	10
③市場特別会計	11
④観光施設事業特別会計	12
⑤漁業集落環境整備事業特別会計	13
⑥農業集落排水事業特別会計	14
⑦水道事業会計	15
⑧工業用水道事業会計	16
⑨公共下水道事業会計	17
⑩病院事業会計	18
⑪ボートレース事業会計	19
(3) 是正改善を要する事項	20

《用語の説明》

《巻末資料》健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

凡 例

- 1 文中等に記載する「平成27年度」は、平成27年度決算に基づくことを、「平成26年度」は、平成26年度決算に基づくことを言い、以下同様である。
- 2 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 3 類似団体とは
本市の類似団体の類型は中核市であるが、中核市は人口・財政規模が非常に幅広いため、今回は平成27年3月31日現在中核市である団体のうち、平成27年国勢調査人口（速報集計結果）が40万人未満である22都市を類似団体とした。なお、22都市は、下関市・函館市・旭川市・青森市・盛岡市・秋田市・郡山市・いわき市・前橋市・高崎市・川越市・長野市・豊橋市・岡崎市・大津市・豊中市・高槻市・奈良市・和歌山市・高知市・久留米市・那覇市である。
- 4 類団指標とは
本市の類似団体とした22都市の単純平均である。

下関市財政健全化審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

(2) 審査の期間

平成28年7月15日から平成28年8月10日までの27日間

(3) 審査の方法

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び算定書類の審査にあたっては、比率は関係法令に則り適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

記

	平成27年度 A %	平成26年度 B %	比較増減 A-B P	早期健全化 基準 %	類団指標 (平成26年度) %
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25	—
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	—
③ 実質公債費比率	10.2	10.8	△ 0.6	25.0	8.4
④ 将来負担比率	100.0	98.0	2.0	350.0	66.4

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 11.25%である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
一般会計等の実質赤字額	△ 2,472,848	△ 2,337,995	△ 134,853
一般会計	△ 2,767,193	△ 2,667,649	△ 99,544
土地取得特別会計	△ 2,826	△ 24,346	21,520
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	△ 60,732	△ 50,237	△ 10,495
港湾特別会計	357,903	404,237	△ 46,334
市立市民病院債管理特別会計	0	0	0
公債管理特別会計	0	0	0
標準財政規模	67,905,571	68,218,642	△ 313,071

※ 赤字の算定の基となるため、黒字の場合は負数、赤字の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
実質赤字比率 (計算上の比率)	— (△ 3.64)	— (△ 3.42)	— (△ 0.22)

※ 実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

平成27年度の実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—%」と表示している。

参考までに、実質収支の比率としてみると、平成27年度は 3.64%で、平成26年度の 3.42%と比較すると 0.22 ポイント高くなっており、現状では財政収支が悪化している状況ではないと認められる。

なお、平成26年度の類団指標は、いずれの市も「—%」であった。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定式及び各項目の数値は次のとおりである。なお、本市の早期健全化基準は 16.25%である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 額	△ 10,460,176	△ 11,443,703	983,527
一般会計等	△ 2,472,848	△ 2,337,995	△ 134,853
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	△ 1,195,972	△ 1,690,451	494,479
国民健康保険特別会計	△ 524,801	△ 1,173,210	648,409
介護保険特別会計介護保険事業勘定	△ 538,108	△ 364,723	△ 173,385
介護保険特別会計介護サービス事業勘定	△ 4,422	△ 16,512	12,090
後期高齢者医療特別会計	△ 128,641	△ 136,006	7,365
公営企業に係る会計	△ 6,791,356	△ 7,415,257	623,901
臨海土地造成事業特別会計	2,022,685	2,062,827	△ 40,142
渡船特別会計	△ 10,847	△ 8,588	△ 2,259
市場特別会計	△ 196,249	△ 216,752	20,503
観光施設事業特別会計	△ 9,028	△ 8,927	△ 101
漁業集落環境整備事業特別会計	△ 2,074	△ 2,310	236
農業集落排水事業特別会計	△ 10,286	△ 5,771	△ 4,515
水道事業会計	△ 4,211,346	△ 4,244,306	32,960
工業用水道事業会計	△ 436,129	△ 451,665	15,536
公共下水道事業会計	△ 1,771,032	△ 1,680,012	△ 91,020
病院事業会計	△ 685,417	△ 913,401	227,984
ボートレース事業会計	△ 1,481,633	△ 1,946,352	464,719
標 準 財 政 規 模	67,905,571	68,218,642	△ 313,071

※ 赤字の算定の基となるため、黒字または資金剰余の場合は負数、赤字または資金不足の場合は正数となる。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
連 結 実 質 赤 字 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 15.40)	— (△ 16.77)	— (1.37)

※ 連結実質赤字額が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第3位以下切り捨て。

平成27年度の連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため「—%」と表示している。

参考までに、連結実質収支の比率としてみると、平成27年度は15.40%で、平成26年度の16.77%と比較すると1.37ポイント低くなっているものの、現状では財政収支が悪化している状況ではないと認められる。

なお、平成26年度の類団指標は、いずれの市も「—%」であった。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の算定式及び各項目の数値は次のとおりである。なお、早期健全化基準は 25.0%である。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{元利償還金} \\ + \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)} \text{の3か年平均}$$

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
元 利 償 還 金	17,425,261	17,795,695	17,849,705	17,755,628
準 元 利 償 還 金	3,559,971	3,483,242	3,641,741	3,628,622
償 還 の た め の 特 定 財 源	2,522,710	2,618,382	2,551,424	2,455,983
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	13,039,397	13,168,648	12,783,107	12,535,771
標 準 財 政 規 模	67,905,571	68,218,642	68,565,286	68,377,566

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
平成27年度分実質公債費比率(単年度)	9.88428	—	/
平成26年度分実質公債費比率(単年度)	9.97622	9.97622	
平成25年度分実質公債費比率(単年度)	11.03742	11.03742	
平成24年度分実質公債費比率(単年度)	—	11.44751	
3 か 年 平 均	10.2	10.8	△ 0.6

※ 単年度分は端数処理せず、3か年平均は小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の実質公債費比率は 10.2%で、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っており、公債費の財政負担が平成27年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、平成26年度の実質公債費比率 10.8%と比較すると 0.6 ポイント低くなっている。

参考までに、平成26年度の類団指標は 8.4%となっており、平成27年度の本市との比較では、本市が 1.8 ポイント高くなっている。

④ 将来負担比率

将来負担比率の算定式及び各項目の数値は次のとおりである。なお、早期健全化基準は 350.0%である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\begin{array}{c} \text{充当可能基金額} \\ + \\ \text{特定財源見込額} \\ + \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}$$

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
将来負担額	222,323,466	222,013,485	309,981
充当可能基金額	14,609,325	15,654,409	△ 1,045,084
特定財源見込額	18,012,239	18,436,325	△ 424,086
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	134,831,601	133,968,477	863,124
標準財政規模	67,905,571	68,218,642	△ 313,071
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	13,039,397	13,168,648	△ 129,251

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
将来負担比率	100.0	98.0	2.0

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の将来負担比率は 100.0%で、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っており、将来の地方債償還等の支出予定額が平成27年度の標準財政規模を基本とした額に比して著しく過大な状況にはないと認められる。

なお、平成26年度の将来負担比率 98.0%と比較すると 2.0 ポイント高くなっている。

参考までに、平成26年度の類団指標は 66.4%となっており、平成27年度の本市との比較では、本市が 33.6 ポイント高くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率について、特に指摘すべき事項はないものの、引き続き財政の健全運営に留意されたい。

下関市経営健全化審査意見

1. 審査の概要

(1) 審査の対象

次の各会計における平成27年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ① 下関市臨海土地造成事業特別会計
- ② 下関市渡船特別会計
- ③ 下関市市場特別会計
- ④ 下関市観光施設事業特別会計
- ⑤ 下関市漁業集落環境整備事業特別会計
- ⑥ 下関市農業集落排水事業特別会計
- ⑦ 下関市水道事業会計
- ⑧ 下関市工業用水道事業会計
- ⑨ 下関市公共下水道事業会計
- ⑩ 下関市病院事業会計
- ⑪ 下関市ボートレース事業会計

(2) 審査の期間

平成28年7月15日から平成28年8月10日までの27日間

(3) 審査の方法

平成27年度決算に基づく資金不足比率及び算定書類の審査にあたっては、比率は関係法令に則り適正に算定されているか、算定書類は適正に作成されているかについて、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの説明聴取などの方法により審査を実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率は、いずれも適正に算定されており、算定書類についても適正に作成されているものと認められた。

記

	平成27年度 A %	平成26年度 B %	比較増減 A-B P	経営健全化 基 準 %
① 臨海土地造成事業特別会計	47.3	51.5	△ 4.2	20.0
② 渡船特別会計	—	—	—	
③ 市場特別会計	—	—	—	
④ 観光施設事業特別会計	—	—	—	
⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計	—	—	—	
⑥ 農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
⑦ 水道事業会計	—	—	—	
⑧ 工業用水道事業会計	—	—	—	
⑨ 公共下水道事業会計	—	—	—	
⑩ 病院事業会計	—	—	—	
⑪ ボートレース事業会計	—	—	—	

※ 資金不足が発生していない場合は、「—」と表示している。

※ 資金不足比率が 20.0%以上となった場合は、公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定める必要があり、臨海土地造成事業特別会計においては、平成22年度の当該比率が 25.8%となったため、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする経営健全化計画（※平成27年3月に、平成23年度から平成30年度までの8年間に計画期間を変更）が策定されている。

(2) 個別意見

① 臨海土地造成事業特別会計

臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	3,436,450	3,363,370	73,080
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	451,488	292,124	159,364
ウ 土地収入見込額	962,277	1,008,419	△ 46,142
資金の不足額 アーイーウ	2,022,685	2,062,827	△ 40,142
a 資本			
b 負債 (繰上充用額+地方債残高+長期借入金)	4,267,911	4,001,695	266,216
事業の規模 a + b	4,267,911	4,001,695	266,216

以上に基づき算定された臨海土地造成事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資 金 不 足 比 率	47.3	51.5	△ 4.2

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率は47.3%で、平成26年度の51.5%と比較すると4.2ポイント低くなっているものの、経営健全化計画における資金不足比率の見通し(44.0%)を超える数値となっている。

② 渡船特別会計

渡船特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	121,358	138,680	△ 17,322
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	132,205	147,268	△ 15,063
資金の不足額 アーイ	△ 10,847	△ 8,588	△ 2,259
a 営業収益に相当する収入の額	18,042	17,702	340
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	18,042	17,702	340

以上にに基づき算定された渡船特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 60.1)	— (△ 48.5)	— (△ 11.6)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—％」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は60.1％で、平成26年度の48.5％と比較すると11.6ポイント高くなっており、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

③ 市場特別会計

市場特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	855,865	858,217	△ 2,352
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	1,052,114	1,074,969	△ 22,855
資金の不足額 アーイ	△ 196,249	△ 216,752	20,503
a 営業収益に相当する収入の額	435,421	441,012	△ 5,591
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	435,421	441,012	△ 5,591

以上に基づき算定された市場特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (△ 45.0)	— (△ 49.1)	— (4.1)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—%」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は45.0%で、平成26年度の49.1%と比較すると4.1ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

④ 観光施設事業特別会計

観光施設事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	151,852	148,275	3,577
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	160,880	157,202	3,678
資金の不足額 アーイ	△ 9,028	△ 8,927	△ 101
a 営業収益に相当する収入の額	464,492	443,848	20,644
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	464,492	443,848	20,644

※ aの中には、海峡ビューしものせき及びサングリーン菊川の指定管理者利用料金収入額が含まれている。

以上に基づき算定された観光施設事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 1.9)	— (△ 2.0)	— (0.1)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—％」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は1.9％で、平成26年度の2.0％と比較すると0.1ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑤ 漁業集落環境整備事業特別会計

漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	9,722	9,303	419
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	11,796	11,613	183
資金の不足額 アーイ	△ 2,074	△ 2,310	236
a 営業収益に相当する収入の額	1,486	1,390	96
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	1,486	1,390	96

以上に基づき算定された漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (△ 139.5)	— (△ 166.1)	— (26.6)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—%」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は139.5%で、平成26年度の166.1%と比較すると26.6ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑥ 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 歳出額 + 算入地方債	391,736	377,466	14,270
イ 歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源	402,022	383,237	18,785
資金の不足額 アーイ	△ 10,286	△ 5,771	△ 4,515
a 営業収益に相当する収入の額	107,690	106,376	1,314
b 受託工事収益に相当する収入の額			
事業の規模 a-b	107,690	106,376	1,314

以上に基づき算定された農業集落排水事業特別会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 9.5)	— (△ 5.4)	— (△ 4.1)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—%」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は9.5%で、平成26年度の5.4%と比較すると4.1ポイント高くなっており、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑦ 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	1,036,996	1,010,029	26,967
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	5,248,342	5,254,335	△ 5,993
資金の不足額 アーイ	△ 4,211,346	△ 4,244,306	32,960
a 営業収益の額	5,899,859	5,921,455	△ 21,596
b 受託工事収益の額	3,706	4,567	△ 861
事業の規模 a-b	5,896,153	5,916,888	△ 20,735

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）及び引当金（賞与引当金）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 71.4)	— (△ 71.7)	— (0.3)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—%」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は71.4%で、平成26年度の71.7%と比較すると0.3ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑧ 工業用水道事業会計

工業用水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	28,563	32,658	△ 4,095
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	464,692	484,323	△ 19,631
資金の不足額 アーイ	△ 436,129	△ 451,665	15,536
a 営業収益の額	219,321	250,933	△ 31,612
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	219,321	250,933	△ 31,612

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている引当金（賞与引当金）の額は含まれていない。

以上に基づき算定された工業用水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 198.8)	— (△ 179.9)	— (△ 18.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—%」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は198.8%で、平成26年度の179.9%と比較すると18.9ポイント高くなっており、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑨ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	768,411	935,378	△ 166,967
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	2,539,443	2,615,390	△ 75,947
資金の不足額 アーイ	△ 1,771,032	△ 1,680,012	△ 91,020
a 営業収益の額	3,576,855	3,507,987	68,868
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	3,576,855	3,507,987	68,868

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのものの額）及び引当金（賞与引当金）の額は含まれていない。また、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債のうち、流動負債として整理されるものの現在高の額は含まれていない。

以上に基づき算定された公共下水道事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資金不足比率 (計算上の比率)	— (△ 49.5)	— (△ 47.8)	— (△ 1.7)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—%」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は49.5%で、平成26年度の47.8%と比較すると1.7ポイント高くなっており、現状では経営資金の状況が著しく悪化している状況にはないと認められる。

⑩ 病院事業会計

病院事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	156,699	100,700	55,999
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	842,116	1,014,101	△ 171,985
資金の不足額 アーイ	△ 685,417	△ 913,401	227,984
a 営業収益の額	4,592,373	4,435,693	156,680
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	4,592,373	4,435,693	156,680

- ※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されている企業債（建設改良費等の財源に充てるためのもの）及び引当金（賞与引当金）の額は含まれていない。
- ※ 平成27年度のイの中には、貸借対照表の流動資産に計上されている貸倒引当金の額を加えている。
- ※ aの中には、豊浦病院の指定管理者利用料金収入額が含まれている。

以上に基づき算定された病院事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 14.9)	— (△ 20.5)	— (5.6)

- ※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—％」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は14.9％で、平成26年度の20.5％と比較すると5.6ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

⑪ ボートレース事業会計

ボートレース事業会計の資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	比較増減 A-B
ア 流動負債 + 算入地方債	591,298	631,571	△ 40,273
イ 流動資産 - 翌年度へ繰り越すべき財源	2,072,931	2,577,923	△ 504,992
資金の不足額 アーイ	△ 1,481,633	△ 1,946,352	464,719
a 営業収益の額	25,772,327	29,231,814	△ 3,459,487
b 受託工事収益の額			
事業の規模 a-b	25,772,327	29,231,814	△ 3,459,487

※ アの中には、貸借対照表の流動負債に計上されているリース債務及び引当金（賞与引当金）の額は含まれていない。

以上に基づき算定されたボートレース事業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、P)

区 分	平成27年度	平成26年度	比較増減
資 金 不 足 比 率 (計 算 上 の 比 率)	— (△ 5.7)	— (△ 6.6)	— (0.9)

※ 資金不足が発生していないため「—」と表示している。

※ 小数点第2位以下切り捨て。

平成27年度の資金不足比率については、資金不足額がないため「—%」と表示している。

参考までに、資金剰余の比率としてみると、平成27年度は5.7%で、平成26年度の6.6%と比較すると0.9ポイント低くなっているものの、現状では経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

臨海土地造成事業特別会計を除く10会計においては資金剰余を示しており、現状では、経営資金の状況が悪化している状況にはないと認められる。

臨海土地造成事業特別会計においては、平成27年度の資金不足比率が47.3%となっており、経営健全化計画における資金不足比率の見通し(44.0%)を超える数値となっている。これは、産業振興用地の整備の進捗が遅れ、事業の規模が見込みを下回ったことによるものである。

当該計画を着実に推進され、経営の早期健全化に努められたい。

《用語の説明》

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標で構成されている。各指標において、算定された比率が早期健全化基準を上回った場合は、財政健全化計画を策定し、健全化に向けた早期取り組みが義務付けられている。なお、将来負担比率を除く3つの指標において、算定された比率が財政再生基準を上回った場合は、財政再生計画の策定が必要となる。

実質赤字比率

標準財政規模に占める一般会計等の実質赤字額の割合を示すものであり、本市において一般会計等に該当する会計は、一般会計・土地取得特別会計・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計・港湾特別会計・市立市民病院債管理特別会計・公債管理特別会計である。

連結実質赤字比率

標準財政規模に占める本市の全会計を対象とした各会計の実質赤字額または資金の不足額の合計額の割合を示すものである。本指標は、公営企業会計も連結することから、本市全体のフロー指標として位置づけられる。

実質公債費比率

一般会計等が支出する公債費及び公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に占める割合の3か年平均のことである。

将来負担比率

一般会計等が将来負担することとなっている実質的な負債に当たる額を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の、標準財政規模を基本とした額に占める割合のことである。本指標は、実質的な負債と本市の財政規模等を比較する中長期的な視点に基づくストック指標として位置づけられる。

資金不足比率

公営企業会計の事業の規模に占める資金の不足額の割合を示すものであり、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を判断する指標である。公営企業が供給する住民サービスは、住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計にお

いて、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定が義務付けられている。

標準財政規模

制度的に与えられた経常一般財源の理論的数値で、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計である。

元利償還金

一般会計等における地方債の元利償還金から、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除いたものである。

準元利償還金

次の(1)から(5)までの合計額。

- (1) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- (2) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- (3) 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (4) 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- (5) 一時借入金の利子

特定財源

国や県からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債の償還額に充当した都市計画税等である。

算入地方債

建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

《巻末資料》

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	土地取得特別会計				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		港湾特別会計				
		市立市民病院債管理特別会計				
		公債管理特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計					
	国民健康保険特別会計					
	介護保険特別会計介護保険事業勘定					
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定					
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		公共下水道事業会計				
		病院事業会計				
		ボートレース事業会計				
	法非適用企業	渡船特別会計				
		市場特別会計				
		観光施設事業特別会計				
		漁業集落環境整備事業特別会計				
		農業集落排水事業特別会計				
		臨海土地造成事業特別会計				
		資金不足比率：会計ごとに算定				
		一部事務組合・広域連合	豊浦・大津環境浄化組合			
			山口県市町総合事務組合			
山口県後期高齢者医療広域連合						
地方公社	下関市土地開発公社					
独立行政法人	公立大学法人下関市立大学					
	下関市立市民病院					